

○環境省令第四号

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成四年法律第七十号）第七条第二項第三号及び第九条第二項第三号に基づき、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十三年三月三十日

環境大臣 松本 龍

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則（平成四年総理府令第五十三号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項及び第二条第二項中「おおむね」を削る。

附 則

この省令は、平成二十三年四月一日から施行する。